

合併協議会 だより

第17号

2005.3.1

発行



編集・発行 幕別町・忠類村合併協議会事務局
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
URL : <http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/> E-Mail : maku-chu.gappei@north.hokkai.net

幕別町・忠類村合併協定書に岡田町長及び遠藤村長が調印
2町村の3月定例議会に合併関連議案提出へ
新町の誕生は、平成18年2月6日に決定



もくじ

- 合併協定調印式……2
- 合併の期日………4
- 議会議員……………5
- 農業委員会委員……6
- 幕別町と忠類村がひとつになると…10

平成17年2月3日に開催された第17回協議会をもって、44項目の合併協定項目のすべてが決定したことから、2町村で開催された住民説明会を経て、2月25日、午前11時から、幕別町・忠類村合併協定調印式が幕別町民会館で行われました。調印式では、合併協定項目の調整方針を取りまとめた合併協定書に、岡田和夫町長と遠藤清一村長が調印。近藤十勝支庁長を中央に、固い握手を交しました。今後は、2町村の3月定例議会に廃置分合（合併）議案等を提出することとなりました。

合併協定調印式を開催



調印式は、平成15年8月に設置された任意合併協議会以降の経過報告のあと、「幕別町・忠類村合併協定書」に岡田町長、遠藤村長が署名、押印をしました。

続いて、立会人として近藤十勝支庁長、幕別町と忠類村の合併協議会委員が一人ひとり合併協定書に署名し、町村長の挨拶のあと、支庁長の祝辞をいただきました。



立会人として、合併協定書に署名する近藤光雄十勝支庁長(左)と幕別町、忠類村の合併協議会委員のみなさん(下)



町村長のあいさつ



岡田 和夫
幕別町長

本日ここに、無事、調印を済ませることができましたのも、合併協議会委員の皆さまのご尽力のみならず、2町村の住民の皆さま、そして、幕別町議会、忠類村議会議員の皆さまのご理解とご協力をいただいた賜物と、重ね重ね感謝を申し上げる次第であります。

幕別町と忠類村は、町村合併が地方自治体を取り巻く諸課題の対応の最も有効な手段であるとの共通認識のもと、お互いを信頼し、尊重し合いながら真摯に合併協議を進めてまいりました。2町村の住民の皆さまから十分に納得いただける新しいまちの姿を描くことができたものと考えているところであります。

今後、2町村議会での議決や知事への申請など、法に定める手段を経なければなりません。新町まちづくり計画の将来像である『人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土』の実現を目指し、住民の皆さまに「合併して良かった」、「住んで良かった」と思われるよう、新町のまちづくりに努めてまいりたいと考えているところであります。



遠藤 清一
忠類村長

顧みますれば一昨年8月、任意合併協議会が設置されてから1年半有余、ようやくここまでたどり着くことができました。感無量であります。

途半ばで更別村の離脱がありましたが、幕別町の思いやりに支えられ、お互いを信頼し、尊重し合いながら、村民の皆さまに納得していただける着地点に到達することができたものと思っております。と同時に、2町村の間に固い絆を築くことができたと思っているところでもあります。

この間、北海道を始めとする多くの皆さまに、ご理解とご協力を賜り、深く感謝をするものであります。そして誰よりも、合併協議会委員の皆さまには、17回にも及ぶ協議会におきまして、新町の将来を思い、住民の幸せを思い、真摯にご協議をいただきましたことが、本日を迎える結果となりました。心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

今後におきましては、これまで聞かせていただきました様々な声を胸に、この合併が他の模範となり、本当の意味で住民の皆さま一人ひとりが幸せを実感できるようなまちづくりのスタートに向け、全力を尽くすとともに、円滑な合併施行に向けた準備作業に万全を期してまいりたいと思っております。

近藤十勝支庁長のご祝辞



近藤 光雄
十勝支庁長

幕別町の岡田町長、忠類村の遠藤村長を始め、合併協議会の委員、両町村の議会議員、さらには多くの関係者や住民の皆さまが、将来のまちづくりについて、真摯な議論を積み重ね、本日、合併協定書調印の運びとなりましたことを、心からお喜び申し上げます。

幕別町と忠類村は、ともに豊かな自然に恵まれ、農業を基幹産業として発展してきました。食の安全・安心が注目される中、合併により、新「幕別町」が十勝を代表する農業地帯として、さらに発展し、飛躍することを期待しております。両町村が持つ、多様な地域資源を活用しながら、行政、住民、企業、団体が力を合わせて、まちづくりの将来像である『人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土』の実現に邁進していただきたいと考えております。



第16回幕別町・忠類村合併協議会が1月28日、幕別町民会館で開催されました。この日は、「合併の期日」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」の調整方針が再提案されたほか、前回提案された「住民自治充実のための取扱い」と関連する「特別職の身分の取扱い」が再々提案され、合わせて11項目の調整方針が決定されました。

また、「議会議員の定数及び任期の取扱い」が新規提案され、説明ののち協議が行われ、全会一致で調整方針が決定されました。

協議

協議項目 6	住民自治充実のための取扱い (協議)	協議結果
【 調整方針 】	地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。	決定

協議項目 12	特別職の身分の取扱い (再々提案)	協議結果
【 調整方針 】	1 1任期に相当する期間に限り、忠類地区を担当する助役を置くものとする。	決定

- 『住民自治充実のための取扱い』については、第15回協議会に提案されたところですが、調整方針のうち、「また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。」とする文言のうち、「一般職の職員に代えて」との部分地方自治法の「支所の長は事務吏員をもってこれに充てる」との規定に抵触するおそれがあることから、『住民自治充実のための取扱い』から、助役に関する部分を削除し、『特別職の身分の取扱い』の調整方針に「1任期に相当する期間に限り、忠類地区を担当する助役を置くものとする。」を追加し、それぞれ、提案のとおり決定されました。

協議項目 2	合併の期日 (再提案)	協議結果
【 調整方針 】	合併の期日は、平成18年2月6日とする。	決定

- 合併の期日については「平成18年1月10日とする」と決定されていましたが、NTTのADSLサービスが忠類村においても提供されることとなり、財政的な見地から一部NTT回線の利用も視野に入れた実施や北海道総合通信局との協議など、当初の予定に比べ1カ月程度のスケジュールのずれ込みが生じたことから、電算システム統合・ネットワーク構築に万全の体制をもって新町のスタートの日を迎えるため、「平成18年2月6日とする」とし、提案のとおり決定されました。

【 調整方針 】

- 1 忠類村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。
- 2 合併後最初に行われる一般選挙については、定数を20人として2町村を単位とする選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、幕別町18人、忠類村2人とする。

決定

- 合併の方式が編入合併となったことから、「忠類村の議会議員については、合併特例法の規定を適用し、幕別町議会議員として在任（平成19年4月30日まで）する」こととし、
- 合併後最初に行われる一般選挙（平成19年4月）については、「定数を20人とし、幕別町18人、忠類村2人の選挙区を設ける」と、提案されました。
- ◎調整方針の提案・説明の後、本保委員から、幕別町議会の考え方及び調整方針の内容に至った経緯について説明があり（説明の要旨は下記のとおり）、その後、幕別町が多田委員から、「厳しい行財政状況の中、議員の皆さん自らが定数削減の英断をされたこと。また、忠類村の議員の皆さんは、村民の不安を解消するとともに福祉向上のために一定の期間は議員活動を続ける必要があり、幕別町の議員とともに新町の一体性確保のために、ご尽力いただきたい。本調整方針は、2町村の議会が時間をかけて話し合ってきたことであるので、本日、協議をしていただきたい」との発言があり、当日協議することを決定し、全会一致で提案のとおり決定されました。



本保 征喜 委員

幕別町議会における本協定項目の考え方並びに調整方針の内容に至った経緯について、ご説明申し上げます。

「議会議員の定数及び任期の取扱い」を協議するうえでの論点は、大きく分けて3点ほど考えられたところであり、1点目は定数を何人とするか、2点目は選挙区を設けるかどうか、3点目は合併特例法の特例を使うかどうかということでもあります。

定数については、「合併は最大の行革である」と良く言われますように、まず、議会自らが行革の範を示すべきであり、議会としての機能を保持しつつ、可能な限り定数を抑えることに意を注いだところでもあります。

また、選挙区については、人口の少ない村にとりましては、合併後急激に議員数が減少することにより、地域の声が届きにくくなり、ひいては、「地域が衰退してしまうのではないか」といった不安や懸念を解消するため、旧町村を単位とした選挙区を設置し、一定の議員数を確保することが肝要ではなかろうかと考えたところでもあります。

さらに、特例については、編入合併となりましたことにより、村民の皆さんの胸中にある、村がなくなってしまう無念さや、合併への不安感などを少しでも和らげることができるとするならば、それは、新町の行政が軌道に乗るまでの間、住民と行政とを繋ぐパイプ役としての議員の存在であるとともに、議員の職責から見ると、合併協議で決められた調整方針が、予算や条例という形で確実に具現化されることを見定める責務があり、最低でも定例議会が1回りするまでの期間、忠類村の議員の皆さんには、責任を持って建設計画の実現や事務事業の調整結果に関わる条例の審議に携わっていただくべきことから、在任特例とすべきであると、幕別町議会としての考え方の一致を見たところでもあります。

この考え方を忠類村議会にお示しをし、ご理解をいただきましたので、会長と相談のうえ、本日の提案内容となったものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

協議

協議項目 9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>2 町村の農業委員会については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第2項の規定を適用し、新町の農業委員会としてそれぞれ従前のとおり存続する。ただし、平成20年7月に執行される農業委員会委員選挙期日までを目途に、統合にむけて両農業委員会において協議し、調整する。</p>		決定

- 農業委員会については、「現行の農業委員会を引き続き設置し、農業委員会を1つにする時期については、新町において調整する」と決定されていましたが、3 町村から2 町村の枠組みになったことに伴い、「平成20年7月に執行される選挙期日までを目途に、統合に向けて両農業委員会において協議し、調整する」とし、提案のとおり決定されました。

協議項目 15	事務組織及び機構の取扱い (協議)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p>○ 新町における事務組織・機構の整備方針</p> <p>1 総括方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構 ② 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構 ③ 住民の声を適正に反映することのできる組織機構 ④ 簡素で効果的な組織機構 ⑤ 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構 ⑥ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 ⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 ⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構 <p>2 個別整備方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2 町村の現庁舎を有効活用する。 ② 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。 ③ 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。 総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。 ④ 幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。 		決定

- 今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。

協議項目19		町・字名の区域及び名称等の取扱い (協議)			協議結果	
【 調整方針 】						
1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。						
2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。						
	現 行		合 併 後		備 考	
忠類村	字忠類	○番地	忠類栄町	○番地		
			忠類幸町	○番地		
			忠類本町	○番地		
			忠類錦町	○番地		
			忠類白銀町	○番地		
	字元忠類	○番地	忠類元忠類	○番地		
			忠類幸町	100+○番地	幸町区に属する区域(18筆)	
	幕別町	字日和	○番地	忠類日和	○番地	本町区に属する区域(93筆)
				忠類西当	○番地	
				忠類協徳	○番地	
				忠類朝日	○番地	
				忠類公親	○番地	
				忠類共栄	○番地	
				忠類東宝	○番地	
				忠類幌内	○番地	
			忠類明和	○番地		
			忠類新生	○番地		
	忠類中当	○番地				
	字古里	○番地	忠類古里	○番地		
	字晩成	○番地	忠類晩成	○番地		
決定						

●今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。

協議項目13		一部事務組合等の取扱い (協議)			協議結果
【 調整方針 】					
1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。					
2 南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。					
3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。					
決定					

●今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。

協議

協議項目21	消防組織の取扱い (協議)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。 2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。 (2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。 (3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。 		決定

●今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。

協議項目22-9	環境衛生事業の取扱い (協議)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。 3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。 5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。 		決定

●今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。

協議項目22-13	その他福祉事業の取扱い (協議)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。 3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。 4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。 5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により、合併時に再編する。 6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。 		決定

●今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。

協議項目22-23	その他事業の取扱い (協議)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。 2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。 5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 		決定

●今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。



第17回幕別町・忠類村合併協議会が2月3日、忠類村コミュニティセンターで開催されました。最後の協定項目であった「新町建設計画について」が決定されたほか、「合併協定書(案)」が提案のとおり決定されました。

協議項目23	新町建設計画について (協議)	協議結果
<p>新町建設計画については、別添「新町まちづくり計画」に定めるとおりとする。</p>		決定

●新町建設計画については、11月29日の第13回協議会に提案され、北海道との事前協議が整ったことから、今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。(内容については、2月上旬に配布しました「新町まちづくり計画(ダイジェスト版)」をご覧ください)

議案

議案第23号 合併協定書(案)について

●合併協定書は、これに町村長が署名、押印することにより、2町村長の合併の意思を確認するもので、協議会において決定された44項目の協定項目の調整方針を取りまとめた協定書(案)が、提案のとおり決定されました。

住民説明会の開催結果

町 村	開催回数	参加者数
幕別町	6	200人
忠類村	5	197人

2月14日から16日の3日間、2町村で開催された住民説明会には、合計で397人の方に参加いただきました。幕別町の住民の皆さまから「合併後の忠類村への配慮を、住民の意思確認の手法」など、忠類村の住民の皆さまからは「合併に対する不安、住民の意思確認の手法」などのご意見等をいただきましたが、総体的には、2町村の住民の皆さんとも、合併を容認する方が多い結果となりました。

幕別町と忠類村がひとつになると

農業産出額合計

順位	市町村名	産出額
1	帯広市	275.5
2	音更町	240.2
3	芽室町	238.9
4	新しい町	222.5
5	士幌町	194.9
6	清水町	180.1
7	鹿追町	134.7
8	本別町	104.5
9	更別村	98.5
10	上士幌町	96.1

(平成15年 単位:億円)

麦類

順位	市町村名	産出額
1	帯広市	69.5
2	音更町	69.2
3	芽室町	61.9
4	新しい町	38.2
5	清水町	24.6
6	士幌町	20.6
7	池田町	19.2
8	本別町	18.2
9	更別村	16.5
10	鹿追町	12.6

(平成15年 単位:億円)

いも類

順位	市町村名	産出額
1	帯広市	47.6
2	芽室町	40.6
3	新しい町	29.9
4	士幌町	25.3
5	音更町	22.8
6	更別村	21.4
7	中札内村	12.4
8	清水町	10.6
9	鹿追町	10.1
10	上士幌町	9.7

(平成15年 単位:億円)

野菜

順位	市町村名	産出額
1	新しい町	45.3
2	帯広市	43.1
3	芽室町	35.4
4	音更町	24.0
5	士幌町	10.6
6	池田町	5.7
7	豊頃町	5.3
8	鹿追町	5.2
9	中札内村	4.7
10	清水町	3.6

(平成15年 単位:億円)

ビート

順位	市町村名	産出額
1	帯広市	44.5
2	芽室町	42.5
3	音更町	42.0
4	新しい町	30.8
5	士幌町	26.0
6	清水町	19.1
	更別村	19.1
8	浦幌町	16.9
9	本別町	16.4
10	鹿追町	15.7

(平成15年 単位:億円)

乳用牛

順位	市町村名	産出額
1	大樹町	81.2
2	清水町	78.2
3	鹿追町	76.5
4	士幌町	65.2
5	上士幌町	62.3
6	新しい町	60.5
7	本別町	46.6
8	足寄町	41.0
9	音更町	40.7
10	豊頃町	40.2

(平成15年 単位:億円)

面積
478.00km²
人口
27,529人
男性 13,213人
女性 14,316人
10,698世帯
(平成17年1月末日現在住民基本台帳人口)

↓
将来人口
30,571人
14,120世帯
(平成32年人口推計)

新しいまちの将来像

人と大地が躍動し

みんなで築く

ふれあいの郷土

↓
まちづくりの5つの目標

ともに考えともに創る活力あるまちづくり

農業を核に競争力のある産業のまちづくり 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

文化の香る心豊かな学びのまちづくり 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり